

令和2年5月11日

保護者の皆様
生徒の皆さんへ

杉並区立高井戸中学校
校長 木下 信久
生活指導部

生徒の交通事故防止についてのお願い

平素より本校の教育活動にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和2年5月7日正午頃、都内において12歳の男子生徒が自転車乗車中に、車にはねられ、亡くなるという痛ましい交通死亡事故が発生いたしました。

つきましては、臨時休業期間中ではありますが、ご家庭でも、下記のとおり、幼児・児童・生徒の交通事故防止に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

生徒の皆さんも、自転車の安全な利用について再度確認し、事故に遭わないだけでなく、事故を起こさないよう十分気をつけましょう。

記

1 自転車安全利用五則

(1) 自転車は、車道が原則、歩道は例外

以下の場合には歩道を通行することができます。

- ① 歩道に「自転車通行可」の標識があるとき。
- ② 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
- ③ 道路工事や駐車車両により車道の左側部分を通行することが困難なとき。自動車の交通量が多く自動車との接触事故の危険がある場合など

(2) 車道は左側を通行

車道の中央から左側の部分を通行しなくてはなりません。

(3) 歩道は歩行者優先で車道よりを徐行

やむを得ず歩道を運転していて、歩行者の通行を妨げるときは、一時停止をしなければなりません。

(4) 安全ルールを守る

- 2人乗りは禁止です。
- 他の自転車と並んで通行することはできません。(並進走行禁止)
- 夜間は必ず前照灯をつけましょう。
- 対面する信号機には必ず従わなければなりません。
- 一時停止標識がある場所では、自転車も必ず停まって安全確認をします。

(5) 保護者の方は、13歳未満の子どもにヘルメットをかぶせるように努めなければなりません。

2 次のことは禁止事項です。ルールを守って安全運転を心がけましょう。

- 遮断踏切の侵入
- ブレーキの整備不良
- 傘差し運転
- 携帯電話を使用しながら、ヘッドホン等で音楽を聴きながらなど {ながら運転}

*臨時休業の延長に伴い、感染拡大防止のため不要不急の外出等を控え、自宅で過ごすよう指導をお願いします。

*都内では、臨時休業中で比較的交通量が減ったため、車のスピードが上がり、重大事故が例年より多く起こっています。自転車だけでなく、歩行時も車には十分気をつけましょう。